茨木市景観表彰実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、茨木市景観条例(平成24年茨木市条例第19号。第2において「条例」という。)第26条の規定による表彰(以下「表彰」という。)の実施について 必要な事項を定めるものとする。

(表彰の対象)

- 第2 条例第26条第1項の規定による本市における良好な景観の形成に寄与している と認められる建築物、工作物その他の物件についての表彰は、次に掲げる建築物、 工作物その他の物件の所有者、設計者、工事施工者等を対象とする。
 - (1) 伝統的なまちなみを維持・保全し、歴史的景観との調和が図られているもの
 - (2) 地形や植生を活かし、自然景観との調和が図られているもの
 - (3) 形態、意匠、色彩等を工夫し、周辺のまちなみとの調和が図られているもの
 - (4) その他良好な景観の形成に寄与していると認められるもの
- 2 条例第26条第2項の規定による本市における良好な景観の形成に寄与していると 認められる市民、事業者等による活動、功績等についての表彰は、次に掲げる活動、 功績等の主体となった個人又は団体を対象とする。
 - (1) 景観に対する意識の向上に寄与する活動
 - (2) その他良好な景観の形成に寄与していると認められる活動、功績等 (被表彰者の公募等)
- 第3 市長は、表彰を実施しようとするときは、あらかじめ、被表彰者を公募するものとする。
- 2 市長は、前項の公募に応じたもののうちから、被表彰者を選考するものとする。 (表彰の方法)
- 第4 表彰は、表彰状又は表彰状及び副賞を授与して行う。

(その他)

第5 この要綱に定めるもののほか、表彰の実施について必要な事項は、市長が別に 定める。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。